

大玉村燃料高騰対応中小企業等応援金のお知らせ

原油や光熱費などの価格高騰により、経営に影響を受けている村内中小企業等を支援するため、応援金を交付します。

【1 対象者】

- 1 中小企業等であって、大玉村内に本店を置く者で村内で事業を営んでいる者、又は村内に住所を有する者で村内で事業を営んでいる者（ただし、農業者及び農事組合法人を除く）。
- 2 （１）一般（特定）貨物自動車運送業にあつては、国土交通大臣の許可を受けた者。
（２）自動車運転代行業にあつては、福島県公安委員会の認定を受けた者。
（３）宿泊業者にあつては、旅館業法に基づく福島県知事の許可を受けた者。
（ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づく許可を得ていないこと）
- 3 村長が村税等の納付状況を調査することに同意する者で、引き続き事業を営営する意思のある者。
- 4 市町村税等の公共料金の滞納がなく、また、申告を行っている者。
- 5 大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者。
- 6 みなし大企業でないこと。

【2 応援金の額等】

（単位：万円）

主たる業種		区分	応援金
一般（特定）貨物自動車運送業	事業用車両の稼働台数（※）	50 台以上	75
		30 台以上 50 台未満	60
		10 台以上 30 台未満	30
		10 台未満	15
宿泊業（旅館・ホテル・簡易宿所）	収容人数	50 人以上	25
		20 人以上 50 人未満	15
		20 人未満	5
自動車運転代行業		一律	10
その他の業種 ※5 万円未満対象外	令和 6 年 11 月から 令和 7 年 3 月の いずれかの月にお支 払いした光熱費、 燃料費の <u>合算</u>	50 万円以上	20
		25 万円以上 50 万円未満	10
		10 万円以上 25 万円未満	5
		5 万円以上 10 万円未満	3

（※）事業用車両の稼働台数（自動車検査証の使用の本拠の位置が村内であること）

普通自動車・・・バス、トラック、乗用車

小型自動車・・・小型トラック（2t、3t トラック）、小型乗用車（5、7 ナンバー）、
三輪トラック、大型オートバイ

軽自動車・・・軽トラック、軽自動車（検査対象外自動車 125cc～250cc を除く）

大型特殊自動車・・・ロードローラー、ブルドーザー 等

裏面に続く

【3 提出書類】

必要書類	該当業種	備考
申請書（第1号様式）、請求書（第4号様式）	全業種	
村税等の納付状況を調査する確認同意書（第2号様式）	全業種	※1
直近の確定申告書（写し）	全業種	
許可等を要する業種の許可証等の写し	全業種	
自動車検査証の写し	一般貨物自動車運送業	
収容人数が分かるパンフレット（写し可）やホームページ	宿泊業	
経費を確認できる書類（勘定元帳、レシート等）	その他の業種	※2

※1 個人事業主で村外在住の場合は、お住まいの市町村で納税の完納を証明できる書類を取得してください。

※2 勘定元帳の写しを提出する場合は、余白に会社名を記載し、社判を押印してください。
 <光熱費>電気代、ガス代 <燃料費>ガソリン、軽油、灯油、重油等

【4 申請書提出先】

大玉村商工会（〒969-1302 大玉村玉井字星内 70） 電話 0243-48-3931

※郵送又は持参のうえ、ご提出ください。

【5 申請書受付期間】

令和7年5月15日（木）から令和7年5月30日（金）まで ※厳守

【6 その他】

本応援金に係る情報や申請様式を大玉村ホームページに掲載しております。

- ・ 申請様式（第1号様式、第2号様式、第4号様式）
- ・ 申請にあたってのQ&A



大玉村ホームページ

<お問い合わせ>

大玉村商工会

電話 0243-48-3931 又は

大玉村役場産業課商工観光係

電話 0243-24-8096 までご連絡をお願いします。